|  |
| --- |
| 消防計画作成チェック表（大規模用） |

* 防災管理義務対象物　　　　　□　自衛消防組織
* 統括防火管理義務対象物　　　□　統括防災管理義務対象物
	+ 該当する項目の□に「✔」を記入する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 作成する内容 | 必要項目 | 作成チェック | 備考 |
| Ⅰ　総則 |  |
|  | １　目的及び適用範囲 | ◎ |  |
| ２　管理権原者の責任及び防火管理者の業務 | ◎ |  |
| ３　教育・資格管理 | ◎ |  |
| ４　訓練 | ◎ |  |
| ５　消防機関との連絡等 | ◎ |  |
| ６　防火管理業務の一部委託 | ▲ |  |
| ７　自衛消防組織 | ▲ |  |
| Ⅱ　火災対策 |  |
|  | １予防管理業務 |
|  | ①　予防管理組織 | ◎ |  |
| ②　点検・検査業務 | ◎ |  |
| ③　出火防止業務 | ◎ |  |
| ④　防火安全確認業務 | ◎ |  |
| ⑤　避難安全確保業務 | ◎ |  |
| ２　自衛消防業務 |
|  | ①　自衛消防隊 | ◎ |  |
| ②　自衛消防活動 | ◎ |  |
| Ⅲ　震災対策 |  |
|  | １　震災に備えての計画 | ○ |  |
| ２　震災時の活動計画 | ○ |  |
| ３　施設再開までの復旧計画 | ○ |  |
| Ⅳ　その他の災害対策 |  |
|  | １　大規模テロ等に伴う災害発生時の自衛消防対策 | ○・※ |  |
| ２　大雨・強風等に係る自衛消防対策 | ○・※ |  |
| ３　受傷事故等の自衛消防対策 | ○・※ |  |
| 別表１　自衛消防訓練実施結果表 | ◎ |  |  |
| 別表２　防火管理業務の委託状況表 | ▲ |  |
| 別表３　防火管理業務委託契約書等の内容チェック表 | ▲ |  |
| 別表４　予防管理組織編成表 | ◎ |  |
| 別表５－１　自主検査チェック表「火気関係」 | ◎ |  |  |
| 別表５－２　自主検査チェック表「閉鎖障害等」 | ◎ |  |
| 別表５－３　自主検査チェック表「定期」 | ◎ |  |
| 別表５－４　自主検査チェック表「消防用設備等」 | ◎ |  |
| 別表６－１　自衛消防隊の編成と任務（本部隊・単体） | ◎ |  |
| 別表６－２　自衛消防隊の編成と任務（地区隊） | ▲ |  |
| 別表６－３　自衛消防隊の編成と任務（本部・地区隊） | ▲ |  |
| 別表７　営業時間外等の自衛消防活動体制 | ▲ |  |
| 別表８　帰宅困難者のための備蓄 | ○ |  |
| 別表９　施設の安全点検のためのチェックリスト | ○ |  |
| 別記１　自衛消防活動要領 | ◎ |  |
| 別記２　震災時の自衛消防活動要領 | ○ |  |
| 別記３　大規模テロ等に伴う災害発生時の自衛消防活動要領 | ○・※ |  |
| 別図　避難経路図 | ◎ |  |

備考　１　◎印は、消防計画を作成するうえで必要な項目です。

　　　２　○印は、消防計画を作成するうえで作成することが望ましい項目です。

　　　３　▲印は、該当する場合に作成する項目です。

　　　４　※印は、防災管理において、防火管理に係る消防計画を準用して作成する場合に必要な項目です。

　　　５　防災管理対象物については、防火・防災管理に係る消防計画として、１つにまとめて作成することも可能です。

　　　６　本消防計画は作成例です。適宜修正を加えながら、事業所の実態に合うように作成してください。

　　　　　　　　　　消防計画

　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日作成

|  |
| --- |
| Ⅰ　総則 |

　１　目的及び適用範囲

　　（目的）

第１条　この計画は、　　　　　　　　　　に基づき、次条第１項に定める部分における防火管理についての必要事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震、その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

　　（適用範囲）

　　第２条　管理権原の及ぶ範囲は、　　　　　　　　　　全体（部分）とする。

２　この計画を適用する者の範囲は、次のとおりとする。

　(1) 管理権原者及び防火管理者

　(2) 前号以外の者で、前項に示す範囲に勤務（居住）する者

▲(3) 防火管理業務を受託している者

　２　管理権原者の責任及び防火管理者の業務

　　（管理権原者の責任等）

第３条　管理権原者は、前条の範囲内における防火管理業務について、全ての責任を負う。

２　管理権原者は、廊下、階段等の避難上必要な施設において、避難の支障となる物及び防火戸等の閉鎖の支障となる物が放置されないように管理する。

３　管理権原者は、防火・防災上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合、速やかに改修する。

４　管理権原者は、火災、地震その他の災害等が発生した場合の本事業所における自衛消防活動の全般についての責任を負う。

　　（防火管理者の業務）

第４条　防火管理者は、次の業務を行う。

(1) 消防計画の作成（変更）

(2) 消防計画に基づく消火、通報、避難誘導等の訓練の実施

(3) 火災予防上の自主検査・点検の実施及び監督

　　　消防用設備等、建物、防火施設、避難施設、電気設備、危険物施設、火を使用する設備器具（以下「火気使用設備器具」という。）等の検査・点検を実施又は監督し、不備欠陥箇所がある場合は、改修を図る。

(4) 防火対象物の法定点検及びその立会い

(5) 消防用設備等の法定点検・整備及び立会い

(6) 改装工事等の立会い及び安全対策の策定

(7) 収容人員の適正管理

(8) 従業員等に対する防火・防災教育の実施

(9) 防火担当責任者及び火元責任者に対する指導、監督

(10)　管理権原者への提案や報告

(11)　放火防止対策の推進

▲(12)　防災センターへの災害活動上必要な情報の集約

※(13)　防災管理の法定点検の立会い

(14)　地震による被害軽減のための自主点検・検査の実施又は監督

(15)　防災施設及び避難施設等の検査・点検の実施、不備欠陥箇所の改修

(16)　地震発生時における家具類等転倒落下防止措置

(17)　その他防火管理上必要な業務

　　○（防火管理委員会）

第５条　管理権原者は、防火管理業務の適正な運営を図るため、次に掲げる事項について審議する防火管理委員会を、必要に応じ開催する。

　(1) 消防計画の変更に関すること

(2) 避難施設、消防用設備等などの点検及び維持管理に関すること

(3) 自衛消防隊の組織及び装備等に関すること

(4) 自衛消防訓練の実施細部に関すること

(5) 工事等をする際の火災予防対策に関すること

(6) 火災予防上必要な教育に関すること

(7) その他

　３　教育・資格管理

　　　（防火・防災教育の内容）

　　第６条　防火・防災教育は、教育の対象となる者の特性等を踏まえ、防火管理者が実施担当者、実施時期を判断し、おおむね次に示す内容について実施する。

　(1) 消防計画について

(2) 従業員の守るべき事項について

(3) 火災発生時の対応について

(4) 地震時及びその他災害等の対応について

(5) 防火・防災管理マニュアルの徹底に関すること

(6) その他火災予防上及び自衛消防上必要な事項

　　　（資格管理）

　　第７条　管理権原者は、防火管理業務を行う上で必要となる各種法定資格について、不備が生じないように管理する。

　４　訓練

　　　（訓練の実施）

　　第８条　防火管理者は、火災、地震その他の災害等が発生した場合、自衛消防隊が迅速かつ的確に所定の行動ができるよう、定期的に自衛消防訓練を実施するものとする。

　　　（訓練の実施時期等）

　　第９条　防火管理者は、次により訓練を行う。

　　　(1) 訓練の実施時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訓練種別 | 実施時期 | 備考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

(2) 防火管理者は、訓練指導者を指名して、訓練の実施にあたらせる。

（自衛消防訓練の通知）

　　第１０条　防火管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、７日前までに所轄消防署に通知する。

　　　（訓練の内容）

　　第１１条　訓練は、種別ごとに次の事項に留意して実施する。

　　　(1) 総合訓練

　　　　ア　火災総合訓練

　　　　　　消火、通報及び避難訓練の内容が一連の行動として構成できるような想定とする。

避難を要する者、介助、救助を要する者は、災害の程度に応じて決める。

　　　　イ　地震火災総合訓練

　　　　　　震度６強以上の地震の発生を仮定して、予想される被害を決め、消火、通報及び避難訓練の内容が一連の行動として構成できるようにする。

(2) 部分訓練

　ア　消火訓練

　　　出火場所、燃焼物件、延焼の程度と範囲を決め、各種消火設備の取扱いについて確認を行う。

　イ　通報訓練

　　　想定する災害等の発生場所、燃焼物件、延焼の程度と範囲のほか、けが人や避難を要する者の数を決めておく。また、災害の発生を在館者に知らせるとともに、消防機関への通報を行う。

　ウ　避難訓練

　　　想定する災害、出火場所及び避難経路のほか、けが人や避難を要する者の数を決めておく。また、放送設備等で避難の開始と避難経路を具体的に指示する。

(3) その他の訓練

　ア　応急救護訓練

　　　受賞者の数、受傷内容、受傷程度を決め、容態観察や応急手当を実施する。

　イ　安全防護訓練

　　　出火場所、延焼範囲を決め、防火設備や排煙操作、空調の停止等を行う。

　ウ　地震想定訓練（地震火災を含まない。）

　　　震度６強以上の地震を想定して、予想される被害を決め、身体防護、火気設備等の熱源遮断措置、帰宅困難者対策（一斉帰宅の抑制）等を行う。

　エ　指揮訓練

　　　各種訓練想定に基づき、隊長、地区隊長、指揮担当等による指揮訓練を実施する。

　オ　消防隊の誘導・情報提供訓練

　　　各種訓練の想定のもとに、本部隊による消防隊の誘導・情報提供訓練を実施する。

　カ　大雨・強風等に伴う災害に係る訓練

　　　時間雨量50㎜以上の豪雨により予想される被害を決め、気象情報等の情報収集体制を整え、必要に応じ在館者に伝える。また、並行して配置している資器材を速やかに使用できる状態にする。

※キ　大規模テロ等に伴う災害に係る訓練

　　　本対象物周辺で大規模テロ等が発生した場合を想定し、警報伝達、避難指示を行う。併せて、情報収集、身体防護、応急救護所の設置や消防機関への通報を行う。

（訓練時の安全対策）

　　第１２条　防火管理者は、訓練を実施する際、訓練指導者及び安全管理を担当する者を決め、次の事項に留意し、安全管理に努める。

　　　(1) 訓練実施前

　　　　ア　訓練に使用する施設、資器材及び設備等は、必ず事前に点検を実施する。

　　　　イ　事前に自衛消防隊員の服装及び健康状態を的確に把握し、訓練の実施に支障があると判断した場合は、必要な指示又は参加させない等の措置を講じる。

(2) 訓練実施中

　ア　安全管理の担当者を訓練の状況全般が把握できる位置に、補助者を安全管理上必要な箇所に配置し、各操作及び動作の安全を確認する。

　イ　訓練中、使用資器材及び訓練施設に異常を認めた場合は、直ちに訓練を中止し、是正措置を講じる。

(3) 訓練終了後

　　訓練終了後、資器材収納時においても、十分に安全を確保させる。

（訓練実施結果の検討）

　　第１３条　防火管理者は、訓練終了後、実施結果について検討会を開催して、別表１「自衛消防訓練実施結果表」に記録し、以後の訓練及び消防計画の見直しに反映させる。

　　２　防火管理者は、訓練結果を反映した自衛消防訓練実施結果表を防火管理維持台帳に綴じて、訓練を行った日から３年間保管する。

　５　消防機関との連絡業務

　　　（消防機関への届出・連絡等）

　　第１４条　管理権原者等は、次の業務について、消防機関への報告、届出及び連絡を行う。

　　　(1) 消防計画作成（変更）届出

　　　　　次に掲げる事項に該当したときは、消防機関へ届け出る。

　　　　ア　管理権原者又は防火管理者の変更

　　　　イ　自衛消防隊に関する事項の大幅な変更

　　　　ウ　用途の変更、増築、改築、模様替え等による消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更

　　　▲エ　防火管理業務の一部委託に関する事項で、次に掲げる内容の変更

　　　　　・受託者の氏名及び住所

　　　　　・受託方式

　　　　　・受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法

(2) 自衛消防訓練実施の通報

　　自衛消防訓練を実施するときは、防火管理者があらかじめ消防機関へ通報する。

▲(3) 禁止行為の解除承認申請

　　管理権原者は、喫煙、裸火の使用又は危険物品の持込みを禁止されている場所において、これらの行為を行おうとする者がいるときは、その内容を確認し、火災予防条例第２６条に規定する禁止行為の解除承認申請を行う。

▲(4) 防火対象物点検結果報告書

　　管理権原者は、点検結果を１年に１回報告する。

※(5) 防災管理点検結果報告書

　　管理権原者は、本対象物における防災管理の点検結果報告書を１年に１回報告する。

(6) 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書

　　管理権原者は、総合点検終了後の消防用設備等の点検結果報告書を法令に定められた期間内に報告する。

(7) 防火対象物工事等計画届出

　　管理権原者は、建物の修繕、模様替え、間取り又は天井の高さの変更その他これらに類する工事、客席又は避難通路の変更、若しくは用途変更を行う場合は、工事に着手する７日前までに届け出る。

(8) 防火対象物使用開始届出

　　管理権原者は、工事後、使用を開始する日の７日前までに届け出て検査を受ける。

(9) その他

前各号に掲げる事項以外に、防火管理上必要な事項については、法令に基づく届出又は消防機関への連絡を行う。

　　　（防火管理維持台帳の作成及び保管）

　　第１５条　管理権原者は、防火管理維持台帳を作成し、前条で報告又は届出した書類等を本計画とともに取りまとめ、保管しておくものとする。

▲６　防火管理業務の一部委託

　　（防火管理業務の一部委託）

第１６条　防火管理業務の一部委託については、別表２「防火管理業務の委託状況表」のとおりとする。

２　管理権原者は、委託を受けて防火管理業務に従事する者（以下「受託者」という。）が防火管理業務を適正に実施するよう、委託契約等の内容を、別表３「防火管理業務委託契約書等の内容チェック表」のとおり自己チェックを行う。

３　受託者は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。

４　受託者は、防火管理業務について、定期に防火管理者に報告しなければならない。

▲７　自衛消防組織

管理権原者が一の場合

　　（管理権原者の責務）

第１７条　管理権原者は、自衛消防組織の設置及び運営について責任を負う。

２　管理権原者は、統括管理者を選任し、自衛消防組織を統轄させる。

管理権原者が複数の場合

　　（管理権原者の責務）

第１７条　管理権原者は、他の管理権原者と共同して自衛消防組織を設置及び運営し、共同してその責任を負う。

２　管理権原者は、協議会構成員として、定期に開催する自衛消防組織に関する協議会に参加し、建物全体の安全性を高めるよう努める。

３　管理権原者は、共同して統括管理者を選任し、自衛消防組織を統轄させる。

　（自衛消防組織の統括管理者）

第１８条　自衛消防隊に、自衛消防組織の統括管理者を置く。

２　統括管理者は、自衛消防組織の機能が有効に発揮できるよう自衛消防組織を統轄する。

　（自衛消防組織に関する協議会及び統括管理者）

第１９条　自衛消防組織に関する協議会の設置及び運営は、全体についての消防計画に定める。

２　自衛消防組織の統括管理者の選任及び責務は、全体についての消防計画に定めた内容によるものとする。

３　統括管理者は、全体についての消防計画に定める業務を行う。

　（消防機関との連絡）

第２０条　管理権原者は、自衛消防組織を置いたとき、又は変更したときは、届け出るものとする。なお、協議会で協議された自衛消防組織の変更については、全体についての消防計画に定める。

|  |
| --- |
| Ⅱ　火災対策 |

　１　予防管理業務

　　①　予防管理組織

　　　（予防管理組織）

第２１条　管理権原者は、火災予防のための組織と点検・検査を実施するための組織として、予防管理組織を別表４のとおり編成する。なお、予防管理組織には、各階ごとに防火担当責任者を、所定の区域ごとに火元責任者を努めておくものとする。

　（防火担当責任者の責務）

第２２条　防火担当責任者は、次の業務を行うものとする。

(1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること

　　　(2) 防火管理者の補助

　　　（火元責任者の責務）

第２３条　火元責任者は、次の責務を行う。

(1) 担当区域内の火気管理に関すること

　　　(2) 担当区域内の建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等及び消防用設備等の日常の維持管理に関すること

(3) 地震時における火気使用設備器具の安全確認に関すること

(4) 別表５－１「自主検査チェック表（火気関係）」及び別表５－２「自主検査チェック表（閉鎖障害等）」の検査の実施に関すること

(5) 防火担当責任者の補助

　　②　点検・検査業務

　　　（自主点検）

第２４条　別表５－３「自主検査チェック表（定期）」を用いて建物等の定期検査を行い、建物の維持管理に努めるものとする。

２　消防用設備等は、法定点検のほかに、自主点検を実施するものとする。

(1) 自主点検は、別表５－４「自主検査チェック表（消防用設備等）」に基づき、別表４に定める各点検・検査員が点検する。

　(2) 実施時期は、おおむね　　月と　　月とする。

　（点検検査結果の記録）

第２５条　防火管理者は、自主検査、自主点検及び法定点検の結果を適宜確認し、その記録を管理する。

　（不備欠陥等の報告）

第２６条　防火管理者は、前条で確認した内容について不備欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し、計画的な改修を図るものとする。

　　③　出火防止業務

　（火気等の使用制限等）

第２７条　防火管理者は、次の事項について喫煙及び火気等の使用の制限を行う。

(1) 喫煙管理

　　喫煙場所を指定して、次の事項を行う。

　ア　喫煙場所である旨を表示する標識を設置する。

　イ　終業後は、水の入ったバケツに吸殻を回収する。

　(2) 火気使用設備器具等の使用禁止場所の指定

　　　使用禁止場所は、厨房及び給湯室を除く全ての場所とする。

　（臨時の火気使用等）

第２８条　防火管理者は、第２条第１項に規定する部分において、次の事項が行われようとする場合又は行われていることを確認した場合は、その内容について確認し、防火管理上必要な指示を行う。

(1) 指定場所以外での喫煙又は火気の使用

　　　(2) 各種火気使用設備器具の設置又は変更

(3) 催し物の開催及びその会場での火気の使用

(4) 危険物の貯蔵、取扱い、種類、数量等の変更

(5) 模様替え等の工事

　（火気使用設備器具等の使用時の遵守事項）

第２９条　火気使用設備器具等を使用する者は、次の事項を遵守する。

(1) 使用前には、必ず設備器具の安全を確認すること

　　　(2) 使用前に、周囲に可燃物がないことを確認すること

(3) 使用後は、必ず設備器具を点検し、安全を確認すること

(4) 厨房機器やその周囲は、毎日こまめに点検・清掃すること

(5) 防火ダンパーや自動消火装置は、正常に作動するよう整備・清掃すること

(6) ガス機器を使用中は、その場を離れず、離れるときは必ず火を消すこと

　（日常の放火防止対策）

第３０条　防火管理者は、次の事項に留意し、放火防止に努める。

(1) 敷地内及び廊下、階段、洗面所等の可燃物の整理整頓又は除去

　　　(2) 不特定の者が出入する出入口の監視等

(3) 火元責任者等による火気の確認及び施錠

(4) 空室、倉庫等の施錠管理

(5) 休日・夜間等における巡回体制の確立

　　④　防火安全確認業務

　（工事中等の安全対策の樹立）

第３１条　管理権原者は、次の事項の工事を行うときは、「工事中の消防計画」を消防機関に届け出る。

(1) 増築等で、鹿児島市から仮使用の承認を受けたとき

　　　(2) 消防用設備等の改修等により、当該設備の機能を停止又は機能に影響が出るとき

２　防火管理者は、防火管理上影響のある工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立　する。

３　管理権原者は、工事人に対して、次の事項を遵守させる。

(1) 溶接・溶断など火気を使用する場合は、消火器等を準備すること

　　　(2) 防火管理者が指定した場所以外で、喫煙、火気の使用等を行わないこと

(3) 工事区域ごとに火気責任者を指定し、工事の状況について、定期に防火管理者に報告すること

(4) 危険物などを持ち込む場合は、都度、防火管理者の承認を得ること

(5) 放火防止のため、資器材等の整理整頓をすること

(6) その他防火管理者の指示すること

　　⑤　避難安全確保業務

　（施設に対する遵守事項）

第３２条　防火管理者、従業員及びその他防火管理業務に従事する者は、避難施設及び防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守する。

(1) 避難口、廊下、階段、通路等の避難施設

　ア　避難障害となる設備又は物品を置かないこと

　イ　床面は、避難に際し、つまずき、すべり等を生じないよう維持すること

　ウ　避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとすること

　　　(2) 火災が発生したとき延焼を防止するための防火設備

　　　　ア　防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持し、閉鎖障害となる物品を置かないこと

　　　　イ　防火戸に近接して、延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと

　　　（避難経路図）

第３３条　防火管理者は、人命の安全を確保するため、各階ごとに消防用設備等の設置図及び屋外に通ずる避難経路を明示した避難経路図を別図のとおり作成し、従業員及びその他防火管理業務に従事する者に周知する。

　（収容人員の管理）

第３４条　防火管理者は、用途、規模に応じて、収容人員の適正化に努める。

２　一時的に用途を変更し、混雑が予想される場合は、避難経路の確保、避難誘導員の配置など必要な措置をとる。

　２　自衛消防業務

　　①　自衛消防隊

　（自衛消防隊の設置）

第３５条　管理権原者は、火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を設置する。

２　自衛消防隊の編成及び主たる任務は、別表６－１（別表６－１及び６－２あるいは別表６－３）のとおりとする。

３　管理権原者は、編成表を見やすいところに掲示するなど、全従業員等に周知する。

　（自衛消防隊の活動範囲）

第３６条　自衛消防隊の活動範囲は、防火対象物全体（当該事業所の管理範囲内）とする。

２　近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

　　　（自衛消防隊長等の権限）

　　第３７条　自衛消防隊長は、火災、地震その他の災害等が発生した場合の当該防火対象物（事業所）における自衛消防活動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

　　２　管理権原者は、自衛消防副隊長に対し、自衛消防隊長の任務を代行するために必要な、指揮、命令、監督等の権限を付与する。

　　　（自衛消防隊長等の責務）

　　第３８条　自衛消防隊長は、管理権原者の指示を受け、自衛消防隊の機能が有効に発揮できるよう隊を統括して、消防隊への情報提供を行う等、消防隊と連携を図る。

　　２　自衛消防副隊長は、自衛消防隊長が不在となる時間帯に、代行の優先順位に従って自衛消防隊長の任務を代行する。

　　②　自衛消防活動（火災）

　　　（本部隊の任務）

　　第３９条　本部隊は、第２条第１項に定める部分で火災が発生した場合、初動対応を行う。

　　２　本部隊は、次の活動を行う。

　　　(1) 本部隊の情報連絡班は、本部員として活動拠点における任務にあたる。

(2) 本部隊の消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班は、隊長の指揮下で現場員として火災発生場所における任務にあたる。

　　▲（地区隊の任務）

　　第４０条　地区隊は、担当区域で発生した火災において、当該地区隊長の指揮下で初動措置を行う。

　　　（自衛消防活動）

　　第４１条　情報連絡、情報収集、消火活動及び避難誘導等の自衛消防活動要領については、別記１のとおりとする。

　　▲（営業時間外等における自衛消防活動体制）

　　第４２条　営業時間外等における自衛消防活動組織及び活動要領は、別表９に示すところによる。

　　２　防災センター要員等は、防火対象物内の巡回等により火災予防に係る確認を行う。

|  |
| --- |
| Ⅲ　震災対策 |

１　震災に備えての計画

（防災についての任務分担）

第４３条　管理権原者は、第２１条に基づく予防管理組織の編成に準じて、実施区分ごとに点検、検査の任務分担を行う。

　（建築物等の点検及び補強）

第４４条　管理権原者は、建築物及び建築物に付随する施設物（看板、装飾塔等）の倒壊、転倒、落下防止措置を行う。

２　管理権原者は、鹿児島市が作成するハザードマップを適宜確認し、防火対象物に影響を及ぼす震災時の危険実態を把握する。

　（オフィス家具類の転倒、落下及び移動防止措置）

第４５条　管理権原者は、事務室内、倉庫、避難通路、出入口等の書架、物品棚、複写機等のオフィス家具類の転倒、落下及び移動防止の措置をとる。

（危険物等の流出防止措置）

　　第４６条　管理権原者は、危険物、毒物、劇物、高圧ガス等の貯蔵及び取扱場所における転倒、落下、浸水などによる発火防止措置及び送油管等の緩衝装置の点検及び確認を行う。

　　　（火気使用設備器具の点検及び安全措置）

　　第４７条　管理権原者は、火気使用設備器具の自動消火装置、燃料の自動停止装置等について、作動状況の点検及び確認を行う。

　　２　管理権原者は、火気使用設備器具の上部及び周囲には、転倒落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないことを徹底する。

　　　（避難場所及び避難方法）

　　第４８条　管理権原者は、避難場所及び避難方法を確認しておき、火災、津波の危険が予想される場合は、適切に避難を実施する。

　　　避難場所：

　　　避難方法：

　　　（資器材及び非常用物品の準備）

　　第４９条　管理権原者は、地震その他の災害に備え、救助・救護等の資器材及び非常用物品を確保する。

　　２　管理権原者は、資器材及び非常用物品の点検整備を定期的に行う。

　　　（防災教育及び訓練）

　　第５０条　管理権原者は、従業員に対し、地震時の対応方法等の防災教育及び避難訓練を年１回以上実施する。

　　　（家族との安否確認手段の確保）

　　第５１条　管理権原者は、通話の輻輳や停電による電話の不通を想定し、従業員との連絡の手段及び手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員が安心して施設内に待機できるよう家族等との安否確認手段を従業員に周知する。

　　２　従業員は、震災時における家族との安否確認手段を日ごろから家族と話し合い、複数の連絡手段を確保しておく。

３　震災時における従業員等の安否確認者（班）及び安否確認手段は、次のとおり。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 安否確認者（班） | 優先順位 | 安否確認手段 |
|  | １ |  |
| ２ |  |
| ３ |  |

　　　（施設内待機）

　　第５２条　管理権原者は、震災時等に従業員等の安全を確保するため、従業員等が安全に待機できる場所を確保する。

　　２　従業員等の施設内待機を維持するため、３日分の飲料水、食料その他災害時における必要な物資（備蓄品）を備蓄する。

　　３　備蓄品は、従業員等以外の帰宅困難者用に、余分に備蓄する。

　　４　管理権原者は、従業員等に要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等）が含まれている場合を考慮し、次の措置を講じておく。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象等 | 準備品 |
| 高齢者・障がい者 | 車いす、ベッド、毛布、筆談用品 |
| 妊婦・乳幼児 | パーテーション、ミルク、哺乳器、乳幼児用食品、スプーン |
| 外国人 | 外国語の案内 |

　　　（帰宅困難者対策）

　　第５３条　管理権原者は、鉄道等交通機関の運行状況、二次災害に備えた余震、津波等の発生危険に関する情報の把握に努め、館内放送等を活用して、従業員等に適宜伝達する。

　　　（災害予防措置）

　　第５４条　管理権原者は、訓練等を実施した結果の確認及び検証により、計画の見直し、改善していく取り組み（ＰＤＣＡサイクル）を取り入れることとする。

２　震災時の活動計画

　　　（震災時の自衛消防隊の任務）

　　第５５条　地震により防火対象物内で火災が発生した場合は、Ⅱ-２-②に準じて、自衛消防活動を行う。

　　２　自衛消防隊長は、被害状況及び活動状況を適宜把握し、管理権原者に報告する。

　　　（出火防止及び初期消火活動）

　　第５６条　地震時、火気使用設備器具付近にいる従業員は、身の安全を確保し、揺れがおさまった後、電源、燃料等の遮断を行う。防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気使用設備器具及び危険物施設等について点検、検査を実施し、異常が認められた場合は、応急措置を行う。

　　２　火災を発見した者は、周囲に知らせるとともに、消防用設備等を活用し、初期消火を行う。

　　　（危険物等の流出、漏えい時の緊急措置）

　　第５７条　管理権原者は、危険物、毒物、劇物、高圧ガス等の流出又は漏えいが発生した場合は、自衛消防隊の組織を活用して応急の措置を行うとともに、消防機関その他関係者に連絡する。

　　　（初期救助・救護活動）

　　第５８条　消防機関への通報、初期救助及び初期救護など、震災時の自衛消防活動要領は別記２による。

　　　（避難）

　　第５９条　管理権原者は、火災・津波等の危険が予想される場合は、事前に定めた避難方法により、適切に避難を開始する。

　　　（周辺地域の事業所・住民との連携）

　　第６０条　自衛消防隊長は、活動が終了した後、周辺地域の応援に移行する。

　　２　周辺地域の応援を行う場合は、管理権原者に報告する。

　　　（家族等との安否確認）

　　第６１条　管理権原者は、震災時に、事前に定めた安否確認手段に基づき、速やかに従業員の安否確認を実施する。

　　２　従業員は、震災時に家族等の安否を確認し、上司に報告する。

（従業員等の施設内待機等）

第６２条　管理権原者は、震災時に　　　　　　　　　　　を用いて、「むやみに移動を開始しない」ことを従業員等に徹底させる。

２　管理権原者は、震災時に災害関連情報等を収集し、施設周辺の災害状況を確認するとともに、別表９「施設の安全点検のためのチェックリスト」により施設の安全点検を行い、施設内で待機できるかどうか判断する。

３　管理権原者は、施設内の消防用設備等が損壊しているものの、施設内に待機することを決定した場合は、次の措置を行う。

　４　管理権原者は、施設周辺や施設の被害状況等から施設の安全性が確保できないと判断した場合は、鹿児島市の避難所開設情報等により従業員等を避難所に誘導する。

５　管理権原者は、災害関連情報や公共交通機関の運行状況等の情報を収集し、従業員等へ提供するため、あらかじめ停電時を考慮した情報収集手段及び提供方法を定めておく。

（周囲の環境等から必要な活動）

第６３条　管理権原者は、施設周囲の環境等から必要な活動に関して、次の措置を講じておく。

　　　津波対策・・・・・

　　　液状化対策・・・・

３　施設再開までの復旧計画

　　　（ガス、電気、上下水道、通信等途絶時の対策）

　　第６４条　ガス、電気、上下水道、通信等途絶時は、非常用電源等の非常用物品を活用し対応する。

　　　（危険物、ガス、電気等に関する二次災害発生防止措置）

　　第６５条　震災後の二次災害発生を防止するために、予防管理組織の編成に準じた実施区分ごとに点検・検査を行い、次の措置を講じる。

　　　(1) 火気使用設備器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置

(2) 危険物品からの火災発生要因の排除、安全な場所への移管又は立入禁止措置

　　　（被害状況の把握）

　　第６６条　管理権原者は、二次災害の発生に備えて、建築物、消防用設備等の使用可否を把握するとともに、倒壊危険、火災危険等のある場合は、立入禁止の措置を講じる。

　　　（復旧作業等の実施）

　　第６７条　管理権原者は、復旧作業又は建物の使用を再開するとき、次の措置を講じる。

　　　(1) 復旧作業に関わる工事人に対する出火防止等の教育の徹底

(2) 復旧作業に係る立入禁止区域を指定し、従業員及びその他防火管理業務に従事する者への周知徹底

(3) 復旧作業と事業活動が混在する場合は、相互の連絡を密に監視を強化

(4) 復旧工事に伴い、通常と異なる利用形態になることから立入禁止区域や避難経路を従業員及びその他防火管理業務に従事する者に周知徹底

|  |
| --- |
| Ⅳ　その他の災害対策 |

１　大規模テロ等に伴う災害発生時の自衛消防対策

　　　（自衛消防隊の装備）

　　第６８条　管理権原者は、大規模テロ等に伴う災害発生に備え、マスク、防護衣等の資器材を配備する。

　　２　自衛消防隊長は、前項の資器材について、定期に点検を行う。

　　　（自衛消防の任務）

　　第６９条　大規模テロ等に伴う災害の自衛消防活動は、通報連絡、在館者の避難及び避難のために必要な最小限の身体防護措置とする。

　　２　大規模テロ等の災害が発生し、基本編成による活動では困難と認められる場合、自衛消防隊長は、各班の人員を増強又は移動する等の対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。

　　　（行政機関からの指示）

　　第７０条　大規模テロ等に伴う災害において、行政機関から指示があった場合、自衛消防隊長は速やかに在館者に伝達する。

　　　（自衛消防活動要領）

　　第７１条　大規模テロ等に伴う災害発生時の自衛消防活動要領は、別記３による。

２　大雨・強風等に係る自衛消防対策

　　　（ハザードマップの活用）

　　第７２条　防火管理者は、鹿児島県や鹿児島市が公表している各種ハザードマップを定期的に確認し、防火対象物が存する地域の水害等に関する危険実態の把握に努める。

　　　（点検と安全措置）

　　第７３条　管理権原者は、大雨又は強風等に伴う災害を予防するため、各種施設・設備の自主点検に合わせ、次のことを行う。

　　　(1) 普段使用しない部屋の窓の閉鎖確認

(2) 建築物に付随する施設物（看板、窓枠、外壁等）の落下防止

(3) 側溝、排水口の状況確認

(4) 水防資器材の点検

　　　（自衛消防隊の任務）

　　第７４条　大雨又は強風等に伴う災害が発生し、基本編成による活動では困難と認める場合、自衛消防隊長は、各班の人員を増強又は移動する等の対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。

　　　（情報収集及び伝達）

　　第７５条　台風の接近、大雨、洪水、暴風等により被害の発生が予想される場合、自衛消防隊長は、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、気象情報や行政機関からの情報収集を行い、必要に応じて在館者に伝達する。

　　　（資器材の点検整備）

　　第７６条　被害の発生が予想される場合、安全防護班は、資器材の確認、点検等を行い、速やかに使用可能な体制をとる。

　　　（定期巡回の実施）

　　第７７条　情報連絡班は、定期的に建物内外の巡回を行い、被害状況の把握に努めるとともに、窓や外部に通じる扉の閉鎖を確認し、建物内への浸水や消防用設備の誤作動等の防止を図る。

　　　（在館者の避難誘導）

　　第７８条　鹿児島市が避難指示等を発令した場合、自衛消防隊長は、建物内に留まることが安全かどうか判断し、必要に応じ、在館者を避難場所に安全に誘導する。

３　受傷事故等の自衛消防対策

　　　（応急救護資器材）

　　第７９条　防火管理者は、受傷事故等の発生に備え、自衛消防隊の装備として配置された応急救護資器材について、訓練等の機会を活用し保守点検を行い、常時使用可能な状態に保つ。

　　　（自衛消防隊の任務）

　　第８０条　建物内で受傷事故等が発生し、基本編成による活動では困難と認める場合、自衛消防隊長は、応急救護班の人員を増強する等、効果的な自衛消防活動を行わせる。

　　　（通報・連絡体制）

　　第８１条　自衛消防隊長は、１１９番通報、応急救護等の対応が適切に行われているか確認し、救急隊到着時、受傷事故等の発生場所まで誘導を行う。

　　　（応急救護所の設置）

　　第８２条　受傷事故等による傷病者が多数いる場合、自衛消防隊長は、応急救護所を設置する。

　　　（二次災害の防止）

　　第８３条　自衛消防隊長は、二次災害の発生防止のためのあらゆる措置を講じる。

　　　付則

　この計画は、　　　　年　　月　　日から運用する。

別表１

自衛消防訓練実施結果表

|  |  |
| --- | --- |
| 実施日時 | 　　　　　　年　　月　　日　　　　時　　分　から　　　時　　分　まで |
| 実施場所 |  |
| 実施範囲 | * 全体　・　□　部分（　　　　　棟　　　　　階）
 |
| 訓練想定 | * 火災　　□　地震　　□　その他の災害（　　　　　　　）

【具体的な内容】 |
| 訓練項目等（該当する□に✔をし、具体的な内容を記載。） | * 総合訓練
 | 名 |
| 個別訓練 | * 消火訓練
 | 名 | * 通報訓練
 | 名 |
| * 避難訓練
 | 名 |  |
| * その他（　　　　　　　　　　　　　　）
 | 名 |
| 訓練参加者内訳 | 従業員・居住者等（□　全員　　□　一部）　　　　　名（うちパート・アルバイト　　　　　　名） |
| 訓練指導者 | 職　　　　　　　　　　氏名 |
| 結果への意見 | 全体の評価 |  |
| 推奨事項 |  |
| 反省点 |  |
| 記録者 | 職　　　　　　　　　　氏名 |
| 備考　１　「総合訓練」とは、火災の覚知又は発見から消防隊到着までの初期消火、通報連絡、避難誘導、消防隊への情報提供など、一連の自衛消防活動に係る訓練をいう。　　　２　訓練の事前計画や実施記録等を別に作成した場合は、添付する。　　　３　本表は、３年間保存すること。 |

別表２

防火管理業務の委託状況表

年　　月　　日現在

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受託者 | 個人の場合 | 法人の場合 |
| 氏名：住所：担当事務所：事務所所在地：連絡先：保有資格： | 法人名称：法人所在地：法人連絡先：担当者氏名：担当連絡先：保有資格： |
| 受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法 | 常駐方式 | 範囲 | □出火防止義務（火気使用箇所の点検監視等）□避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理□防火・防災設備等の監視・操作業務 |
| □火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 |
| □火災　　　□地震　　　□その他（　　） |
| □初期消火　□避難誘導　□救出・応急救護　□通報連絡　□その他（　　） |
| □自衛消防訓練指導　　　□その他（　　） |
| 方法 | 常駐場所 |  |
| 常駐人員 |  |
| 委託区域 |  |
| 委託時間帯 |  |
| 巡回方式 | 範囲 | □出火防止義務（火気使用箇所の点検監視等）□避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理□防火・防災設備等の監視・操作業務 |
| □火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 |
| □火災　　　□地震　　　□その他（　　） |
| □初期消火　□避難誘導　□救出・応急救護　□通報連絡　□その他（　　） |
| □自衛消防訓練指導　　　□その他（　　） |
| 方法 | 巡回回数 |  |
| 巡回人員 |  |
| 委託区域 |  |
| 委託時間帯 |  |
| 遠隔移報方式 | 範囲 | □防火・防災設備等の遠隔監視・操作業務 |
| □火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 |
| □火災　　　□地震　　　□その他（　　） |
| □初期消火　□避難誘導　□救出・応急救護　□通報連絡　□その他（　　） |
| □その他（　　） |
| 方法 | 要員の待機場所 |  |
| 到着所要時間 |  |
| 委託区域 |  |
| 委託時間帯 |  |
| 備考：受託者の行う防火管理業務の範囲については、該当する項目の□に✔印を記入する。 |

別表３

防火管理業務委託契約書等の内容チェック表（管理権原者の自己チェック表）

|  |  |
| --- | --- |
| 作成する内容 | チェック欄 |
| １ | 名称・所在 |  |
| ２ | 委託業務範囲等 |
|  | (1) 範囲（全部、階数、一部等） |  |
| (2) 業務（一括、防災センター監視、警備、設備、清掃、駐車場等） |  |
| (3) 契約期間 |  |
| (4) 委託者に対する防火管理上の権限付与 |  |
| ３ | 委託者の厳守事項 |
|  | (1) 契約内容の遵守 |  |
| (2) 消防法令に基づく管理権原者又は防火管理者の指揮・命令の遵守 |  |
| (3) 消防計画に基づく業務遂行 |  |
| (4) 消防法令及び館内規則の遵守 |  |
| (5) 勤務日報等の記録及び報告 |  |
| ４ | 勤務体制等 |
|  | (1) 方法（常駐、巡回、遠隔移報） |  |
| (2) 常駐場所（防災センター、管理室、待機場所等） |  |
| (3) 時間、人数、巡回回数、到着所要時間 |  |
| (4) 休日、夜間の体制 |  |
| (5) 消防用設備等の取扱いマニュアルの設置 |  |
| (6) 資格保有者数（自衛消防業務講習修了、防火管理資格等） |  |
| ５ | 受託会社が行う派遣従業員への防火・防災教育、訓練の実施体制 |
|  | (1) 教育担当者の配置 |  |
| (2) 教育担当者による計画的な防火・防災教育、訓練実施状況 |  |
| ６ | 出火防止義務 |  |
|  | (1) 火気使用箇所の点検等監視義務 |  |
| 　ア　喫煙禁止場所での違反者に対する是正措置 |  |
| 　イ　火気使用設備器具の点検及びガスの閉鎖状況確認 |  |
| 　ウ　吸殻処理状況の確認 |  |
| (2) 周囲の可燃物の管理等 |  |
| 　ア　放火防止対策（建物周囲や共用部分に放置された可燃物の処理） |  |
| 　イ　リネン室、倉庫、ゴミ置場等の施錠 |  |
| ７ | 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 |  |
|  | (1) 防火設備、消防用設備等の管理、保全状況の目視点検、確認 |  |
| (2) 防火戸・防火シャッターの閉鎖障害有無及び閉鎖状況 |  |
| (3) 避難施設（非常口、通路、階段等）における避難障害の有無 |  |
| (4) 消火器、消火栓、避難器具、自火報等の損傷又は使用障害の有無 |  |
| (5) 防災システム異常・故障表示の対応 |  |
| (6) 建物、施設等の破損又は危険箇所の有無 |  |
| ８ | 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 |  |
|  | (1) 自衛消防隊の編成に基づく初動措置 |  |
| (2) 火災の発見（人的、煙感知器、設備の起動表示等による発見） |  |
| (3) 火災状況の把握（受信機の表示、非常電話等による情報収集） |  |
| (4) 消防機関への通報（電話・火災通報装置等による通報） |  |
| (5) 避難誘導（非常放送の活用、避難方向の指示、EV使用禁止） |  |
| (6) 初期消火（消火器、屋内消火栓等の活用） |  |
| (7) 空調設備の停止（吸排気設備の停止）、EVの呼び戻し（避難階への呼び戻しと停止）、排煙設備の起動、非常口等の開錠、防火戸等の閉鎖 |  |
| (8) 消火設備の起動（各種消火設備の遠隔起動及び手動操作） |  |
| (9) 火災以外の地震その他の災害等の発生時の措置 |  |
| (10)　大規模災害時の措置 |  |
| ９ | 自衛消防訓練の実施 |  |
|  | (1) 消防計画に基づく自衛消防訓練の実施 |  |
| (2) 自衛消防訓練指導者 |  |
| １０ | その他 |  |
|  | (1) 定期的な建物内外の巡回 |  |
| (2) その他防火管理上必要な事項 |  |
| １１ | 再委託する場合の契約内容等確認 |
| * 契約書等の中に、受託者に行わせる委託内容が盛り込まれているかどうか、該当項目に✔する。
 |

別表４

予防管理組織編成表

|  |  |
| --- | --- |
| 管理権原者 |  |
| 防火管理者 |  |
| 日常の火災予防を図る組織 |
| 防火担当責任者 | 火元責任者 | 防火担当責任者 | 火元責任者 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 定期に実施する点検・検査組織 |
| 業務種別 | 実施区分 | 点検検査員 | 業務種別 | 実施区分 | 点検検査員 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

別表５－１

自主検査チェック表（日常）「火気関係」

月

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施責任者 |  | 担当区域 |  |
| 日 | 曜日 | 実施項目 |
| ガス器具のホース老化・損傷 | 電気器具の配線老化・損傷 | 火気使用設備器具の設置・使用状況 | 吸殻の処理 | 倉庫等の施錠管理 | 終業時の火気確認 | その他（共用部分の可燃物の有無等） |
| 1 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 6 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 7 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 8 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 9 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 21 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 22 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 23 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 24 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 25 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 26 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 27 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 28 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 29 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 30 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 31 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （備考）　不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。（凡例）　○…良　　×…不備・欠陥　　…即時改修 | 防火管理者確　　　認 |  |

別表５－２

自主検査チェック表（日常）「閉鎖障害等」

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施責任者 |  | 担当範囲 |  |
| 実施日時 |  |  |  |  |
| 実施項目 | 確認箇所 | チェック状況 | チェック状況 | チェック状況 | チェック状況 |
| 避難障害 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 閉鎖障害 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 操作障害等 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 備考 |  |  |  |  |
| 実施責任者 |  | 担当範囲 |  |
| 実施日時 |  |  |  |  |
| 実施項目 | 確認箇所 | チェック状況 | チェック状況 | チェック状況 | チェック状況 |
| 避難障害 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 閉鎖障害 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 操作障害等 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 備考 |  |  |  |  |
| （備考）　不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。（凡例）　○…良　　×…不備・欠陥　　…即時改修 | 防火管理者確　　　認 |  |

別表５－３

自主検査チェック表「定期」

|  |  |
| --- | --- |
| 実施項目及び確認箇所 | 検査結果 |
| 建物構造 | ⑴　基礎部　　上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠陥等がないか。 |  |
| ⑵　柱・はり・壁・床　　コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。 |  |
| ⑶　天井　　仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。 |  |
| ⑷　窓枠・サッシ・ガラス　　窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、緩み、著しい変形等がないか。 |  |
| ⑸　外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）・ひさし・パラペット　　貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。 |  |
| ⑹　屋外階段　　各構成部材及びその結合部に、緩み・ひび割れ・腐食・老化等はないか。 |  |
| ⑺　手すり　　支柱が破損・腐食していないか。また、取付部に、緩み・浮きがないか。 |  |
| ⑻　消防隊非常用進入口　　表示されているか。また、進入障害はないか。 |  |
| 防火・防災施設 | ⑴　外壁の構造及び開口部等　①　外壁の耐火構造等に損傷はないか。 |  |
| 　②　外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 |  |
| 　③　防火戸は円滑に開閉できるか。 |  |
| ⑵　防火区画　①　防火区画を構成する壁、天井に破損はないか。 |  |
| 　②　階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 |  |
| 　③　自動開閉装置（ドアチェック等）付の防火戸・防火シャッターのくぐり戸が完全に閉まるか。　　　〔確認要領〕　・常時閉鎖式は最大限まで開放し閉まるのを確認する。　　　　　　　　　　・煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 |  |
| 　④　防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 |  |
| 　⑤　防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 |  |
| 　⑥　防火ダンパーの作動状況は良いか。 |  |
| 避難施設 | ⑴　廊下・通路　①　有効幅員が確保されているか。 |  |
| 　②　避難上支障となる設備・機器等の障害物を配置していないか。 |  |
| ⑵　階段　①　手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 |  |
| 　②　階段室の内装は不燃材料になっているか。 |  |
| 　③　階段室に設備・機器等の障害物を配置していないか。 |  |
| 　④　非常用照明がバッテリーで点灯するか。 |  |
| ⑶　避難階の避難口（出入口）　①　扉の開放方向は避難上支障ないか。 |  |
| 　②　避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 |  |
| 　③　避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 |  |
| 　④　避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。 |  |
| 火気使用設備器具 | ⑴　厨房設備（こんろ、レンジ、フライヤー等）、給湯器等　①　可燃物品から適正な距離が保たれているか。また、周辺部は炭化していないか。 |  |
| 　②　ガス配管等は、亀裂、老化、損傷していないか。 |  |
| 　③　油脂を含む蒸気を発生させる厨房設備の天蓋、グリスフィルター、防火ダンパー及び排気ダクトは、清掃されているか。 |  |
| 　④　防火ダンパーに変形、損傷がなく、かつ、正常に作動するか。 |  |
| 　⑤　煙突、排気筒及び排気ダクトに変形、損傷がないか。また、可燃物品から適正な距離が保たれているか。 |  |
| ⑵　暖房器具（ガスストーブ、石油ストーブ等）　①　自動消火装置は、適正に機能するか。 |  |
| 　②　火気周囲は、整理整頓されているか。 |  |
| 電気設備 | ⑴　変電設備　①　電気技術主任者等の資格を有する者が検査を行っているか。 |  |
| 　②　変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 |  |
| 　③　変電設備に異音、過熱はないか。 |  |
| ⑵　電気器具　①　タコ足の接続を行っていないか。 |  |
| 　②　許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。 |  |
| 危険物施設等 | ⑴　少量危険物貯蔵取扱所　①　標識は掲げられているか。 |  |
| 　②　掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。 |  |
| 　③　換気設備は適正に機能しているか。 |  |
| 　④　容器の転倒、落下防止措置はあるか。 |  |
| 　⑤　整理清掃状況は適正か。 |  |
| 　⑥　危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 |  |
| 　⑦　屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。 |  |
| ⑵　指定可燃物貯蔵取扱所　①　標識は掲げられているか。 |  |
| 　②　貯蔵取扱所周辺に火気はないか。 |  |
| 　③　整理整頓（集積）の状況は良いか。 |  |
| 検査実施者氏　　　名 | 検査年月日 | 検査実施者氏　　　名 | 検査実施日 | 防火管理者確　　　認 |
|  | 　　年　　月　　日　　年　　月　　日　　年　　月　　日　　年　　月　　日　　年　　月　　日 |  | 　　年　　月　　日　　年　　月　　日　　年　　月　　日　　年　　月　　日　　年　　月　　日 |  |
| （備考）　不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。（凡例）　○…良　　×…不備・欠陥　　…即時改修 |

別表５－４

自主検査チェック表「消防用設備等」

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施設備 | 確認箇所 | 点検結果 |
| 消火器（　　年　　月　　日実施） | (1) 設置場所に置いてあるか。 |  |
| (2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 |  |
| (3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 |  |
| (4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 |  |
| (5) 圧力計が指示範囲内にあるか。（蓄圧式の場合） |  |
| 屋内消火栓設備泡消火設備（移動式）（　　年　　月　　日実施） | (1) 使用上の障害となる物品はないか。 |  |
| (2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。 |  |
| (3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 |  |
| (4) 表示灯は点灯しているか。 |  |
| スプリンクラー設備（　　年　　月　　日実施） | (1) 散水の障害はないか。（例．物品の集積など） |  |
| (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 |  |
| (3) 送水口の変形及び操作障害はないか。 |  |
| (4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 |  |
| (5) 制御弁は閉鎖されていないか。 |  |
| 水噴霧消火設備（　　年　　月　　日実施） | (1) 散水の障害はないか。（例．物品の集積など） |  |
| (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 |  |
| (3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。 |  |
| 泡消火設備（固定式）（　　年　　月　　日実施） | (1) 泡の分布を妨げるものがないか。 |  |
| (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 |  |
| (3) 泡のヘッドに詰まり、変形はないか。 |  |
| 不活性ガス消火設備ハロゲン化物消火設備粉末消火設備（　　年　　月　　日実施） | (1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。（手動式起動装置） |  |
| (2) 手動式起動装置の直近の見やすい個所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。 |  |
| (3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 |  |
| (4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。 |  |
| 屋外消火栓設備（　　年　　月　　日実施） | (1) 使用上の障害となる物品はないか。 |  |
| (2) 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納庫」と表示されているか。 |  |
| (3) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。 |  |
| 動力消防ポンプ設備（　　年　　月　　日実施） | (1) 常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。 |  |
| (2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。 |  |
| (3) 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。 |  |
| 自動火災報知設備（　　年　　月　　日実施） | (1) 表示灯は点灯しているか。 |  |
| (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 |  |
| (3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 |  |
| (4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。 |  |
| ガス漏れ火災警報設備（　　年　　月　　日実施） | (1) 表示灯は点灯しているか。 |  |
| (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 |  |
| (3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 |  |
| (4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食はないか。 |  |
| 漏電火災警報器（　　年　　月　　日実施） | (1) 電源表示灯は点灯しているか。 |  |
| (2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆び等で固着していないか。 |  |
| 非常ベル（　　年　　月　　日実施） | (1) 表示灯は点灯しているか。 |  |
| (2) 操作上障害となる物がないか。 |  |
| (3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。 |  |
| 放送設備（　　年　　月　　日実施） | (1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か。電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか |  |
| (2) 試験的に、放送ができるか確認する。 |  |
| 避難器具（　　年　　月　　日実施） | (1) 避難に際し、容易に接近できるか。 |  |
| (2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在が分かりにくくなっていないか。 |  |
| (3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。 |  |
| (4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。 |  |
| (5) 標識に変形、脱力、汚損がないか。 |  |
| 誘導灯（　　年　　月　　日実施） | (1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 |  |
| (2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないか。 |  |
| (3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 |  |
| (4) 不点灯、ちらつき等がないか。 |  |
| 消防用水（　　年　　月　　日実施） | (1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。 |  |
| (2) 道路から吸管投入口又は採水口までの消防自動車の進入通路が確保されているか。 |  |
| (3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。 |  |
| 連結散水設備（　　年　　月　　日実施） | (1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。 |  |
| (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 |  |
| (3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 |  |
| (4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。 |  |
| 連結送水管（　　年　　月　　日実施） | (1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。 |  |
| (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 |  |
| (3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 |  |
| (4) 放水口の格納箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 |  |
| (5) 表示灯は点灯しているか。 |  |
| 非常コンセント設備（　　年　　月　　日実施） | (1) 周囲に使用上障害となる物がないか。 |  |
| (2) 保護箱は変形、損傷、著しい腐食等がなく、容易に扉の開閉ができるか。 |  |
| (3) 表示灯は点灯しているか。 |  |
| 備考 |  |  |
| 検査実施者氏名 |  | 防火管理者確認 |  |
| （備考）　不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。（凡例）　○…良　　×…不備・欠陥　　…即時改修 |

別表６－１

自衛消防隊の編成と任務（本部隊・単体）

|  |
| --- |
| 　自衛消防隊本部長　　　　　　　　　　　　　　　　：自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。　自衛消防隊長　　　　　　　　　　　　　　　　　　：本部長が不在の場合、その職務を代行する。自衛消防副隊長　　　　　　　　　　　　　　　　　：隊長等を補佐し、隊長等が不在の場合は、その職務を代行する。 |
| 本部隊の編成 | 平常時の任務 | 大規模災害時の隊編成と任務 |
| 指揮班 | 班長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | １　隊長、副隊長の補佐２　自衛消防本部の設置３　地区隊への命令の伝達、情報収集４　消防隊への情報提供、現場への誘導５　その他指揮統制上必要な事項 | 　情報収集班として編成する。 | １　報道等により、災害に関する情報を収集し、自衛消防隊の各班に連絡するとともに、在館者へも情報の周知を図る。２　周辺地域の状況を把握する。３　食料品、飲料水、衣料品等及び各種資器材を確認する。４　在館者の調査 |
| 情報連絡班 | 班長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | １　消防機関への通報、通報の確認２　館内への非常放送、指示命令の伝達３　関係者への連絡 |
| 消火班 | 班長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | １　初期消火活動２　地区隊が行う消火作業への指揮３　消防隊との連携、補助 | 点検措置班として編成する。 | 建物、防火設備、避難施設、電気、ガス、ＥＶ，消防用設備等、危険物施設の点検及び保安措置を講ずる。 |
| 避難誘導班 | 班長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | １　出火階、上層階への避難開始指示２　非常口の開放、開放の確認３　避難上障害となる物品の除去４　逃げ遅れの確認及び報告５　ロープ等による警戒区域の設定 | 　平常時と同様。 | 　混乱防止を主眼とし、在館者に対する案内及び避難誘導を行う。 |
| 安全防護班 | 班長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | １　防火シャッター等の閉鎖２　非常電源の確保、燃料等の供給停止３　ＥＶ、エスカレーターの非常措置 | 　点検措置班として編成する。 | 　消火班と同じ。 |
| 応急救護班 | 班長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | １　応急救護所の設置２　負傷者の応急処置３　救急隊への情報提供、補助 | 　情報収集班として編成する。 | 　指揮班、通報連絡班に同じ。 |

※実態に合わせた編成を行うこと。

別表６－２

自衛消防隊の編成と任務（地区隊）

|  |
| --- |
| 地区隊長：担当区域（支店など本部以外の対象物）の初動措置に係る指揮及び自衛消防隊本部長等への報告を行う。 |
| 地区隊の編成 |
| 　　　　　支店　地区隊長　　情報連絡班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　消火班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　避難誘導班：　　　　　　　　　　　　安全防護班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　応急救護班：　　　　　　　　　　　　　　　　　支店　地区隊長　　情報連絡班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　消火班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　避難誘導班：　　　　　　　　　　　　安全防護班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　応急救護班：　　　　　　　　　　　　 | 　　　　　支店　地区隊長　　情報連絡班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　消火班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　避難誘導班：　　　　　　　　　　　　安全防護班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　応急救護班：　　　　　　　　　　　　　　　　　支店　地区隊長　　情報連絡班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　消火班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　避難誘導班：　　　　　　　　　　　　安全防護班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　応急救護班：　　　　　　　　　　　　 |
| 平常時の任務 | 大規模災害時の隊編成と任務 |
| 情報連絡班 | 　消防機関への通報、地区隊長への連絡等 | 　情報収集班として、災害に関する情報収集 |
| 消火班 | 　出火場所の確認、初期消火活動 | 　点検班として、担当区域の各安全措置 |
| 避難誘導班 | 　在館者の避難誘導 | 　平常時同様、避難誘導 |
| 安全防護班 | 　水損防止、電気・ガス等の安全措置、防火戸・防火シャッターの操作 | 　点検班として、消火班と連携 |
| 応急救護班 | 　負傷者に対する応急処置 | 　応急措置班を兼務し、危険個所の補強・整備 |

※実態に合わせた編成を行うこと。

別表６－３

自衛消防隊の編成と任務（本部・地区隊）

|  |
| --- |
| 　自衛消防隊長　　　　　　　　　　　　　　　　　　：自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。自衛消防副隊長　　　　　　　　　　　　　　　　　：隊長を補佐し、隊長が不在の場合は、その職務を代行する。地区隊長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　：担当区域の初動措置に係る指揮及び自衛消防隊長等への報告を行う。 |
| 自衛消防隊の編成 |
| 　　　階　地区隊長　　　　情報連絡班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　消火班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　避難誘導班：　　　　　　　　　　　　安全防護班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　応急救護班：　　　　　　　　　　　　　　　階　地区隊長　　　　情報連絡班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　消火班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　避難誘導班：　　　　　　　　　　　　安全防護班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　応急救護班：　　　　　　　　　　　　 | 　　　階　地区隊長　　　　情報連絡班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　消火班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　避難誘導班：　　　　　　　　　　　　安全防護班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　応急救護班：　　　　　　　　　　　　　　　階　地区隊長　　　　情報連絡班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　消火班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　避難誘導班：　　　　　　　　　　　　安全防護班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　応急救護班：　　　　　　　　　　　　 |
| 平常時の任務 | 大規模災害時の隊編成と任務 |
| 情報連絡班 | 　消防機関への通報、館内への非常放送、隊長等の指示事項伝達、　関係者への連絡等 | 　情報収集班として、災害に関する情報収集 |
| 消火班 | 　出火場所の確認、初期消火活動 | 　点検班として、担当区域の各安全措置 |
| 避難誘導班 | 　在館者の避難誘導、負傷者・逃げ遅れの確認、避難障害物品の除去等 | 　平常時同様、避難誘導 |
| 安全防護班 | 　水損防止、電気・ガス等の安全措置、防火戸・防火シャッターの操作 | 　点検班として、消火班と連携 |
| 応急救護班 | 　応急救護所の設置、負傷者に対する応急処置、救急隊への情報提供 | 　応急措置班を兼務し、危険個所の補強・整備 |

※実態に合わせた編成を行うこと。

別表７

営業時間外等の自衛消防活動体制

１　夜間・休日の指揮体制

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　情報連絡班

* 休日出勤者も自衛消防活動を行う。

　１　防災センターへの連絡

　２　初期消火

　　指揮班長　　　　　　　　　　　　　　　消火班

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　安全防護班

２　活動要領

　(1) 火災を発見した場合は、直ちに１１９番通報し、初期消火活動を行うとともに、在館者に火災発生を知らせ、自衛消防隊長や防火管理者等に急報する。

(2) 消防隊到着後、火災発見の状況、延焼状況、逃げ遅れ者の有無等の情報提供を行うとともに、出火場所に誘導する。

(3) 活動に際しては、在館中の従業員が協力して行う。

（緊急連絡先）

別表８

帰宅困難者のための備蓄（例）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 備蓄場所 | 備蓄品（１人分/日の備蓄量） | ３０人/３日分の備蓄量 |
|  | 食料品 | アルファ化米（３食分） | ２７０食 |
|  |  | 乾パン（１缶） | ９０缶 |
|  |  | 缶詰（３缶） | ２７０缶 |
|  | 飲料水 | ミネラルウォーター（３ℓ） | ２７０ℓ |
|  | 要配慮者用 | 簡易ベッド | １床 |
|  |  | 簡易間仕切り壁 | パーティション４枚 |
|  |  | 乳幼児用食品 | １０食 |
|  |  | 粉ミルク | １缶 |
|  |  | 哺乳器 | １個 |
|  |  | 車いす | １台 |
|  | その他の物資 | 毛布・保湿シート等 | ３０枚 |
|  |  | 簡易トイレ | ３基 |
|  |  | 敷物・ブルーシート等 | ５枚 |
|  |  | 携帯ラジオ | ３個 |
|  |  | 懐中電灯 | ３個 |
|  |  | 乾電池（単一～単四） | 各２０本 |
|  |  | 使い捨てカイロ | ２７０個 |
|  |  | ウェットティッシュ | １０本 |
|  |  | 非常用発電機 | １台 |
|  |  | 工具類 | １セット |
|  |  | ヘルメット | ３０個 |
|  |  | 軍手 | ３０双 |
|  |  | 拡声器 | １台 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

別表９

施設の安全点検チェックリスト

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点検内容 | 該当 | 該当する場合の対処・対応等 |
| 施設全体 |
| 1 | 建物（傾斜・沈下） | 傾いている。沈下している。 |  | 建物を退去 |
| 傾いているように感じる。 |  | 要注意→専門家に詳細診断要請 |
| 2 | 建物（倒壊危険性） | 大きなⅩ字状のひび割れが多数あり、コンクリートのはく落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。 |  | 建物を退去 |
| 斜めやⅩ字状のひび割れがあるが、コンクリートのはく落はわずかである。 |  | 要注意→専門家に詳細診断要請 |
| 3 | 隣接建築物・周辺地盤 | 隣接建築物や鉄塔等が建物の方に傾いている。 |  | 建物を退去 |
| 周辺地盤が大きく陥没又は隆起している。 |  | 建物を退去 |
| 隣接建物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、施設への影響はないと考えられる。 |  | 要注意→専門家に詳細診断要請 |
| 施設内部（居室・通路等） |
| 1 | 床 | 傾いている、又は陥没している。 |  | 立入禁止 |
| フロア等、床材に損傷が見られる。 |  | 要注意／要修理 |
| 2 | 壁・天井材 | 間仕切り壁に損傷が見られる。 |  | 要注意／要修理 |
| 天井材が落下している。 |  | 立入禁止 |
| 天井材のズレが見られる。 |  | 要注意→専門家に詳細診断要請 |
| 3 | 廊下・階段 | 大きなⅩ字状のひび割れが多数あり、コンクリートのはく落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。 |  | 立入禁止 |
| 斜めやⅩ字状のひび割れがあるが、コンクリートのはく落はわずかである。 |  | 点検継続→専門家に詳細診断要請 |
| 4 | ドア | ドアが外れている。 |  | 要注意／要修理 |
| 5 | 窓枠・窓ガラス | 窓枠が外れている、又は変形している。 |  | 要注意／要修理 |
| 窓が割れている、又はひびがある。 |  | 要注意／要修理 |
| 6 | 照明器具・吊り器具 | 照明器具・吊り器具が落下している。 |  | 要注意／要修理 |
| 照明器具・吊り器具のズレが見られる。 |  | 要注意／要修理 |
| 7 | じゅう器等 | じゅう器（家具）等が転倒している。 |  | 要注意／要修理／要固定 |
| 書類等が散乱している。 |  | 要注意／要復旧 |
| 設備等 |
| 1 | 電力 | 外部からの電力供給が停止している。（商用電源の途絶） |  | 代替手段の確保／要復旧→非常用電源の稼働（例） |
| 照明が消えている。 |  |
| 空調が停止している。 |  |
| 2 | エレベーター | 停止している。 |  | 要復旧→メンテナンス業者へ |
| 警報ランプ、ブザー点灯、鳴動している。 |  |
| カゴ内に人が閉じ込められている。 |  | メンテナンス業者又は消防機関へ |
| 3 | 上下水道 | 停止している。 |  | 代替手段の確保／要復旧→備蓄品の活用 |
| 4 | 下水道・トイレ | 水が流れない（あふれている） |  | 代替手段の確保／要復旧→簡易トイレの活用（例） |
| 5 | ガス | 異臭、異音、煙が発生している。 |  | 立入禁止／要復旧 |
| 停止している。 |  | 要復旧 |
| 6 | 通信・電話 | 停止している。 |  | 代替手段の確保／要復旧 |
| 7 | 消防用設備等 | 故障・損傷している。 |  | 代替手段の確保／要復旧→設備業者へ |
| セキュリティー |
| 1 | 防火シャッター | 閉鎖している。 |  | 要復旧 |
| 2 | 非常階段・非常口 | 閉鎖している（通行不可である）。 |  | 要復旧復旧までは立入禁止 |
| 3 | 施錠管理 | セキュリティーが機能していない。 |  | 要復旧／要警備員配置→外部者侵入注意 |

別記１

自衛消防活動要領

　（通報連絡、情報収集）

１　火災の発見者は、１１９番通報及び　　　　　　　　に出火場所、状況等を速報するとともに、在館者に火災発生を知らせる。

２　本部隊の情報連絡班は、次の活動を行う。

　(1) 本部員として、活動拠点における任務にあたる。

(2) 現場確認者等から火災の連絡を受けたときには、直ちに１１９番通報を行う。

(3) 速やかに、在館者への避難誘導放送を行う。

(4) 自衛消防隊長、地区隊長等に火災発生の連絡を行う。

３　地区隊の情報連絡班は、次の活動を行う。

(1) 出火場所、火災規模、燃えているもの、延焼危険の確認

(2) 消火活動状況、活動人員の確認

(3) 逃げ遅れ、負傷者の有無及び負傷状況等の確認

(4) 自衛消防隊長や地区隊長への報告

(5) 情報収集内容の記録

　（消火活動）

１　本部隊の消火班は、地区隊と協力し、消火器又は屋内消火栓設備等を活用して適切な初期消火を行うとともに、防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたる。

２　地区隊における消火活動は、初動措置に主眼をおき活動する。

３　自己の担当地区において発生した場合は、臨機に対応し、自衛消防隊長等の指示により行動する。

　（避難誘導）

１　本部隊の避難誘導班員は、地区隊と協力し出火階及びその上階を優先して避難誘導にあたる。

２　エレベーターは使用しない。

３　屋上への避難は、原則行わない。

４　避難誘導班員は、非常口、避難階段附室前、行き止まり通路等に配置する。

５　避難誘導にあたっては、拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して火災の状況や避難方向を知らせ、混乱の防止に留意し避難させる。

６　負傷者及び逃げ遅れた者等の情報は、速やかに本部に連絡する。

７　避難終了後、人員点呼を行い、逃げ遅れの有無を確認し、本部に報告する。

　（安全防護措置）

安全防護班は、排煙口の操作を行うとともに、防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖を行う。

　（応急救護）

１　本部隊は、必要に応じ、　　　　　　　　の一時集合場所等に救護所を設置し、地区隊の応急救護班と連携して活動する。

２　地区隊の応急救護班は、救護所を消防隊の活動に支障のない場所に設置する。ただし、本部隊の応急救護班が救護所を設けた場合は、本部隊と連携し、必要な活動を行う。

３　本部隊及び地区隊の応急救護班は、応急手当を行い、救急隊と連携を密に、負傷者を迅速に病院に搬送できるよう適切な対応をとる。

４　応急救護班は、負傷者の所属する事業所名、氏名、年齢、住所、電話番号、搬送先病院、負傷箇所、負傷程度等、必要な事項を記録する。

５　逃げ遅れの情報を得た場合は、可能な範囲で現場に急行し、安全な場所に救出する。

　（自動火災報知設備と音声警報鳴動方式の放送設備が連動している場合）

　防災センター要員は、次の対応を行う。

１　自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めたときは、最低１名は防災センター要員等を防災センターに残し、他の者は、消火器、マスターキー、携帯電話等を持って現場へ急行する。

２　火災発生を確認した場合は、防災センターに連絡し、連絡を受けた者は直ちに１１９番通報する。

３　防災センターに残った者は、状況に応じて、放送設備を活用し必要な事項を放送する。

４　在館者の混乱を防ぐため、従業員のみに分かる暗号文を放送する場合は、感知器が発報した旨の放送の後、放送設備を手動で起動させ暗号文を放送する。

　（有人直接通報を行っている場合）

１　防災センター要員は、自動火災報知設備が作動し、火災通報装置から自動で消防機関に通報された場合には、可能な範囲で消防機関からの逆信に応じる。

２　誤作動により直接通報された場合は、非常停止ボタンを押し、通報を中止すること。ただし、中止が間に合わなかった場合は、１１９番により誤作動であることを連絡する。

別記２

震災時の自衛消防活動要領

　（消防機関への通報）

１　消防機関への通報は、努めて自衛消防隊本部隊が行う。ただし、火災が発生したなど緊急を要する場合は、地区隊の情報連絡班が通報し、その旨本部隊に報告する。

２　地震の被害状況により、電話回線が使用不能な場合は、近くの消防署に駆けこみ、火災等の発生状況、救出、救護が必要な状況を伝える。

　（初期救助、初期救護）

　地震時の初期救助、初期救護については、次の活動を行う。

１　応急救護班は、負傷者が発生した場合、応急手当を行うとともに、地震の被害状況により緊急を要する場合は、救護所、医療機関に搬送する。

２　建物等の下敷きになっている等救出が必要な者を発見した場合は、自衛消防隊長に知らせるとともに、救出可能なときは、周囲の者と協力して救出を図る。

３　倒壊建物に挟まれたり、閉じ込められたりしている者の救出にあたっては、状況を自衛消防隊長に知らせるとともに、救出作業及び要救助者の安全を確保して実施する。

４　救助活動は、避難経路を確保して行う。

５　倒壊現場付近では、消火器や水バケツ等を準備し、不測の事態に備える。

６　救出の優先順位は、人命の危険が切迫している者から救出し、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な者を優先する。

７　チェーンソーなど危険が伴う救出資器材は、努めて機器の取扱いに習熟した者が担当する。

８　救出した者に対しては、救出した時間、場所等を記入したカードを掲示する。

　（エレベーターの閉じ込めの対応等）

１　自衛消防隊長は、エレベーターの閉じ込めの有無の確認等、次の活動を行う。

(1) ＥＶの停止位置を確認し、インターホンでの内部呼びかけにより閉じ込めの有無を確認

(2) 閉じ込めがある場合は、直ちにＥＶ管理会社に連絡

(3) 閉じ込め者を落ち着かせるため、ＥＶ管理会社に連絡したことや地震の状況を伝達

２　従業員及びその他防火管理業務に従事する者の対応

(1) ＥＶに閉じ込められた場合、インターホンで閉じ込められた旨を報告

(2) 閉じ込めを確認した者は、速やかに自衛消防隊長に報告

(3) ＥＶの利用自粛を在館者に伝達

　（避難）

　地震時の避難については、従業員等の混乱防止に努めるほか、次によるものとする。

(1) 建物からの避難

　ア　自衛消防隊長は、建物の倒壊危険等がある場合は、在館者を速やかに屋外に避難させる。

　イ　避難は、原則として自衛消防隊長の指示又は防災関係機関の避難指示により行う。

　ウ　自衛消防隊長は、避難指示が出るまで、照明器具や棚等の転倒落下に注意しながら柱の周りや壁際など安全な場所で従業員等を待機させる。

　エ　安全防護班は、避難経路にある落下、倒壊した物品等の除去を行う。

(2) 避難場所等への避難

　ア　従業員等を避難場所に誘導するときは、一時集合場所（　　　　　　　　　　　　　）及び避難場所（　　　　　　　　　）までの順路、道路状況及び周辺の被害状況について説明する。

　イ　避難は、全員徒歩とする。

　ウ　避難誘導に際しては、拡声器、メガホン等を活用する。

　エ　避難経路は、道路状況、被害状況を考慮し選定する。

　オ　避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行い、その旨自衛消防隊長に報告する。

別記３

大規模テロ等に伴う災害発生時の自衛消防活動要領

　（避難準備の時間に余裕がない場合）

大規模テロ等に伴う災害と疑わしい事案が発生した場合は、速やかに屋外に退避し、近隣の堅ろうな建物に避難する。

　（避難準備の時間に余裕がある場合）

１　大規模テロ等に伴う災害が発生した情報を得た場合、自衛消防隊長は、直ちに従業員に伝達する。

２　テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して情報収集を行い、必要に応じて在館者に伝達する。

３　行政機関から指示があるまでは、自己の判断で避難しないよう、在館者に伝達する。

別図

避難経路図

|  |
| --- |
|  |